

許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める告示の一部を改正する告示

一般社団法人 全国船舶無線協会

総務省は、国際 VHF の周波数再編に係る損失補償事務手続きの免許人負担の軽減を図るため、昭和 51 年郵政省告示第 87 号（電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件）の一部を次のとおり改正されました（平成 29 年 6 月 28 日付け官報（号外第 138 号））。

（下線部分が変更分）

改正後		現行	
1 (略)		1 (略)	
2 <u>海岸局、船舶局、無線航行移動局又は遭難自動通報局の設備又は装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合（設備又は装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。）</u>		2 <u>船舶局、無線航行移動局又は遭難自動通報局の設備又は装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合（設備又は装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。）</u>	
工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件	工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件
<u>1 法第 71 条第 1 項の規定に基づく周波数の指定の変更に係る海岸局及び船舶局の無線設備の変更の工事設計</u>	<u>当該部分の全部又は一部分について削る場合、改める場合又は追加する場合（新たな工事設計として追加する場合を含む。）</u>	1 レーダーの工事設計のうち次に掲げるもの ((1)・(2) 略)	(略)
2 レーダーの工事設計のうち次に掲げるもの ((1)・(2) 略)	(略)		
3 (略)	(略)		
3～9 (略)		3～9 (略)	